

有効期間満了日 令和6年3月31日

熊生企第319号

令和2年4月30日

新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴う各種犯罪に係る抑止対策の推進について(通達)

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態における警察の対応に係る留意事項等について(通達)」(令和2年4月9日付け、熊備二第169号)において、「熊本県警察新型インフルエンザ等対策行動計画の運用について(通達)」(令和2年3月17日付け、熊備二第120号)に基づく対策のほか、関係各部門から示達された対策等に万全を期すとともに、社会的混乱が発生する場合に備え、組織の総合力を発揮して治安の維持確保を推進しているところである。

本県においても、休業中の店舗に対する侵入窃盗や子供のみが在宅する住居への侵入窃盗、高齢者を狙った「電話で『お金』詐欺」等が発生するおそれがあることから、各警察署にあっては、各地域の犯罪情勢を的確に分析し、関係機関・関係団体との連携に配意しつつ、下記の点を参考に、引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴う各種犯罪に係る抑止対策を推進されたい。

#### 記

#### 1 今後注意を要する犯罪

##### (1) 侵入窃盗

- ア 休業や営業時間の短縮等を行っている事業者の店舗等に対する窃盗
- イ 子供のみが在宅する住居への侵入窃盗

##### (2) 「電話で『お金』詐欺」

政府が実施を検討している給付金制度に関連する「電話で『お金』詐欺」

#### 2 広報啓発活動の実施

1に掲げる犯罪の発生状況等を踏まえ、いわゆる「三密(密閉、密集、密接)」となるような出前講座やキャンペーン等による広報啓発活動を控え、テレビ、ラジオ等のメディアを活用した広報啓発、ウェブサイト、電子メール、ソーシャルメディア、防犯ネットワーク、自治体の広報誌、防災無線等のほか、パトカー等の巡回車両によるスピーカー広報等、非接触による広報啓発活動を通じて、具体的な防犯情報の提供や注意喚起を行うこと。

#### 3 パトロール等の警戒活動の強化及び不審者に対する職務質問の実施

1に掲げる犯罪の発生状況等を踏まえ、パトロール等の警戒活動を強化するとともに、警戒活動中に発見した不審者に対しては職務質問を実施すること。

警戒活動に当たっては、事業者、各種団体等との連携に配慮しつつ、休業等で不在となっている店舗等に対しては、パトロールカードを活用した情報提供等を行うとともに、営業中の店舗等に対しては、適切に防犯指導を実施すること。